環境省からの第1次回答

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		回答欄（各府省）
	区分	分野									団体名	支障事例	
26	B 地方に対する規制緩和	産業振興	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止	鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受について、許可を要しないこととすべき。	【現状】 本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、イノシシが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業（受託者：福島県猟友会）を実施している。 事業実施に伴う火薬類取締法に基づく実包の譲受許可申請に当たり、各支部での申請者合計362人（申請件数362件）、申請手数料等の費用負担 867,568円（2,400円/件＋手数料）が生じた。 【支障事例】 受託者（捕獲従事者）から「申請手続のため捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情等が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲受については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものと考える。	提案の実現により、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に実施することが可能となり、指定管理鳥獣の集中的かつ広域的な管理が期待できる。	火薬類取締法第17条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第14条の2	警察庁、経済産業省、環境省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、岐阜県		北海道、いわき市、千葉県、静岡県、兵庫県、山口県、徳島県、宮崎県	○狩猟や有害鳥獣捕獲、鳥独自の管理捕獲では、いずれにおいても一定の数量までは無許可で実包を購入することができる。指定管理鳥獣捕獲等事業においては、従事者が許可申請、許可証の交付を受ける必要があり、申請者の負担が大きくなっている。 また、事業実施前の短期間に大勢の捕獲従事者が手続きをすることとなるため、交付手続きに日数を要している。 4月から5月はニホンジカが出産前で、個体数を効果的に減少させるための有効な捕獲時期で、年度当初からの事業実施に努めているが、許可証の入手に時間を要して捕獲の着手が遅れる事態も生じるなど、事業の円滑な実施に支障をきたしている。 このため、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者においても、一定の数量までは無許可で購入できれば、捕獲従事者の負担軽減や、出産期前の捕獲による個体数削減効果が期待できる。 〇【支障事例】 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲業務の委託先は法人であるが、譲受許可申請は個々の捕獲従事者（本県では350人程度）が行うため、申請手続きに時間を要したり、申請手数料の費用負担が生じたりすることで、円滑な事業遂行に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 主に個人で実施する狩猟、有害鳥獣捕獲に用いる実包の譲受は、正常な事業活動を阻害するおそれがあるとの理由で都道府県公安委員会の許可が不要となっている。 このため、申請を捕獲従事者個人が行っている指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のための実包の譲受についても、同様の理由により許可不要として支障はないと考えられる。	○火薬類取締法において、火薬類の譲受を許可制としている趣旨は、許可申請時にその目的等を確認することで、火薬類の不正使用を防止し、公共の安全の確保を図ろうとするものである。 ○従って、譲受の許可に際しては、譲受目的のほか、消費の目的・数量・保管場所等について確認し、申請者が当該火薬類を譲り受けても公共の安全の維持に支障がないかどうかを確認している。無許可譲受については、例外として、譲受の目的が明らかで公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと判断できる場合について、数量制限等を設けた上で認めているものである。 ○指定管理鳥獣捕獲等事業は、著しく増加した鳥獣を捕獲することを目的としており、相当数の火薬類（実包）を消費することが考えられるが、当該事業の従事者が、火薬類（実包）をどの程度の量、どの程度の期間において消費するのか等の実態を明らかにされたい。また、当該事業で消費する火薬類（実包）の譲受が許可制であることによって、当該事業の実施に際してどのような支障が生じているのか具体的に示されたい。 ○なお、当該事業を実施するために必要な実包について、火薬類取締法に基づく譲受許可手続を行う際にかかる費用は、事業費から支出されるため、従事者による費用負担は発生しない。
35	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	指定管理鳥獣捕獲等事業実施期間の要件緩和	指定管理鳥獣捕獲等事業について、効果的な捕獲事業が実施できるよう、実施期間を「1年以内」から「複数年」も認めるよう要件を緩和していただきたい。	指定管理鳥獣捕獲等事業において、鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動向、都道府県内における当該鳥獣の捕獲数及び生息数の動向と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するに当たって、既存の個体群管理のための事業に加えて、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある場合に実施するものである。 千葉県では、野生鳥獣による平成26年度の農作物の被害金額は約3億8千万円であり、その被害は深刻な状況にあるため、生息域の縮小または拡大防止を目的とし、生息域の外縁部等において指定管理鳥獣捕獲等事業を行うこととしている。 当該事業の実施計画の策定には、生息状況調査や利害関係人からの意見聴取、国との協議など多くの手続きが必要となっているが、実施計画の策定に4カ月程度の期間を要し、さらに計画策定後に必要となる事業者選定や捕獲準備期間を含めると、実質的な捕獲期間は6カ月に満たない状況となっている。 そのため、実施できない期間中に捕獲の実施区域外に個体が自由に移動してしまうため、生息域の拡大を防止しにくく、事業効果が薄くなってしまう。 計画策定の基となる、環境省が作成する「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」には「原則として1年以内」と記載されているが、環境省に確認したところ、「原則」の文言について具体的な定めはなく、期間の延長について認められた事例はないとの回答であった。 ※定められた手続き（平成27年度　千葉県実績） ①生息状況調査（約1カ月）②前年度の評価・次期計画案策定（約1カ月）③関係地方公共団体との協議・利害関係人からの意見聴取（約2週間）④専門家からの意見聴取（約2週間）⑤国への協議（約1カ月） ※指定管理鳥獣とは：イノシシ、ニホンジカ（環境省指定）	捕獲事業の実施期間を長期間確保することができるようになり、通年での囲い込みにより捕獲事業の効果が高まるため、指定管理鳥獣の捕獲が促進され、農業被害の低減が期待できる。	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的指針Ⅳ第二3	環境省	千葉県		北海道、いわき市、静岡県	○ニホンジカの個体数を効果的に減らしていくためには、出産前の4～5月に、メスジカを捕獲することが有効であるが、現状では、3月上旬までには捕獲を終了する必要がある。 また、年度当初も、迅速な契約手続きに努めているが、従事者証の発効等の事務や火薬類譲受許可等の手続きに時間を要するため、年度当初からの捕獲が実施できない状況である。 事業実施期間が、複数年で設定することができれば、個体数削減に有効な3月～5月に捕獲実施が可能となり、効率的な個体数削減が期待できる。 〇実施計画策定に必要な調整に時間を要し、また策定後も契約手続き、捕獲準備（入林手続き等）にも時間を要し、実質的な捕獲期間が限られることについては提案団体と同様である。 加えて、これまで捕獲実績がない鳥獣保護区などで捕獲を実施する場合は、初年度の成果の検証を踏まえ次年度に対策を講じるなど、同一箇所で複数年実施することがより効果的な捕獲を行える可能性が大きい。 捕獲事業の実施期間の確保及び複数年実施する場合の事務手続きの簡略化からも実施期間を複数年で認められることが望まれる。	○「原則として」と付しているとおり、複数年の計画策定を妨げるものではない。 ○ただし、複数年の計画策定の場合であっても、交付金を利用する場合は、年度毎の事業評価とそれに基づく次年度事業の改善を図るとともに、交付金交付要綱等に則った単年度の事業報告書等が必要となることから、これらを踏まえてPDCAサイクルにより昨年度の成果や反省点を考慮して順応的に取組を推進することが必要と考えている。 ○なお、貴県のご指摘も含めて、事業が効率的に実施されるよう環境省内の決裁の効率化を図るなど手続きの迅速化について検討して参りたい。
36	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	指定管理鳥獣捕獲等事業に係る手続きの簡素化	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱により新たに指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定等に係る国への協議を廃止するなど、手続きの迅速化を図っていただきたい。	鳥獣保護管理法に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定する場合、利害関係人からの意見聴取や関係地方公共団体との協議など多くの手続きが必要となっているが、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用しようとする場合、さらなる手続きが必要となり、結果として実施計画の策定に多くの時間を要している。 例えば、鳥獣保護管理法では、実施計画を定めた場合は環境大臣に報告することとされているが（実施区域に国指定の鳥獣保護区がある場合は併せて協議も必要）、交付金事業実施要綱では、地方環境事務所を経由して環境省自然環境局長へ協議しなければならない（細部の変更を除く）とされている。 なお、実施計画は技術的助言（環境省通知）に基づいて策定していることから、これまで国との協議において修正等の指摘は受けていない。 計画策定期間の長期化は計画実施期間の短期化に繋がり、事業の効率化を阻害することから、技術的助言に基づいて計画を策定する場合には、協議を省略するなど手続きを簡素化していただきたい。 ※定められた手続き（平成27年度　千葉県実績） ①生息状況調査（約1カ月）②前年度の評価・次期計画案策定（約1カ月）③関係地方公共団体との協議・利害関係人からの意見聴取（約2週間）④専門家への意見聴取（約2週間）⑤国への協議（約1カ月） ※①②は国の基本指針に基づくもの、 ③は鳥獣保護管理法第14条の2第4項に基づくもの、 ④⑤は指定管理鳥獣捕獲等交付金事業実施要領に基づくもの	事務手続を迅速化・簡素化することにより、効果的な捕獲事業を実施するために要する捕獲期間をより多く確保することが可能となり、指定管理鳥獣の捕獲が促進される。	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱6（2）イ及びウ	環境省	千葉県		北海道、いわき市、熊本県		○ご指摘のとおり、計画策定に要する期間の長期化は、事業の効率化等の阻害にもつながることから、手続きの迅速化を図る必要がある。 ○その一方で、財務省予算執行調査においても、国が設定するニホンジカやイノシシの半減目標と都道府県が設定する捕獲目標等について整合的な関係となるよう、きめ細かく対応する必要があるとの指摘を受けており、一定の国の関与が引き続き必要なところである。 ○こうした状況を踏まえ、貴県のご指摘も含めて、事業が効率的に実施されるよう環境省内の決裁の効率化を図るなど手続きの迅速化について検討して参りたい。
166	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	鳥獣保護区における狩猟による捕獲等の特例制度の創設	鳥獣保護区における農林業被害の防止等を図るため、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、特に必要があると認める時は保護区内において狩猟による捕獲等を可能とする区域を指定できるといった、新たな鳥獣保護区指定制度を導入する。	【制度の概要】 鳥獣保護区（以下、保護区という。）内では、鳥獣を保護し生物多様性の保全を図るため、全ての鳥獣の狩猟による捕獲等（法第11条第1項第2号に基づく捕獲等を含む。また、「捕獲等」は捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）が一律に禁止されている。 ただし、野生鳥獣被害が生じている場合等にあっては、都道府県等による許可により捕獲等が可能とされている。 【具体的な支障事例】 岐阜県では、野生鳥獣による農林業被害が拡大しており（平成26年度は4億3,000万円）、このうちイノシシ・ニホンジカによる被害が55%を占めている。特に、中濃北部・飛騨南部・西濃南部といったニホンジカの生息密度の高い地域では、森林内の植物を摂食することによる植生の衰退など、生態系への影響も懸念されている。県内の被害を受けている地域からは、保護区内でのイノシシ・ニホンジカの狩猟による捕獲等を認めてほしい旨の意見が寄せられている。 現行制度において保護区内で捕獲等をするためには従事者を定め、都道府県等が許可しなければならないが、近年進む狩猟者免許保持者の減少や高齢化から、地域で拡大する被害に応じた従事者を確保することが困難となっている。 そのため、捕獲等の拡大が見込めず、イノシシ、ニホンジシ、ニホンジカの増加を抑制できない状況となっているため、より多くの者が狩猟による捕獲等に携わることができる制度を導入する必要がある。	許可捕獲の捕獲従事者だけでなく、一般の狩猟者が鳥獣保護区で狩猟による捕獲等ができるようになることで、イノシシ・ニホンジカの捕獲がすすみ、増加するこれらの生息数の低減、ひいては農林業被害額の低減や、生態系への影響を抑止する効果が期待される。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	岐阜県		静岡県、兵庫県、玉島市	○本県においてもイノシシ・シカ等の被害が多く、「狩猟鳥獣（シカ・イノシシ等の有害鳥獣を除く）捕獲禁止区域」としての指定を行う場合がある。 しかし、当該区域は鳥獣保護区更新の同意が得られない場合の例外的措置であり、十分な防除対策・有害捕獲を既に実施していることなど指定のハードルが高く、指定は数カ所にとどまっている。 通常の鳥獣保護区を更新する場合も含め、有害鳥獣による農林水産被害が多い区域において、区域の指定に係る利害関係者の同意を得ることは非常に困難であり、有害鳥獣まで保護する現在の鳥獣保護区制度が、現状に適合しないという意見も多い。 ○近年、鳥獣保護区において、区域の縮小や特定狩具禁止区域への変更を求める声が市町から寄せられている。これは、鳥獣保護区周辺での農林業被害が深刻であることに起因している。鳥獣保護区では、有害捕獲許可により捕獲が可能であるが、県内市町では、捕獲報償金制度の適正執行を図るため、狩猟期中の有害捕獲許可を敬遠する傾向があり、狩猟期において鳥獣保護区での捕獲は、一部の捕獲団を除いてほとんど行われていないのが現状である。	○鳥獣保護区内であっても、都道府県の判断で、都道府県知事の許可を得て行う捕獲（許可捕獲）や、集中的に捕獲を行う事業（指定管理鳥獣捕獲等事業等）の実施が可能。鳥獣保護区内では、その他の鳥獣の生息状況に配慮しながら、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業等の適切な運用・実施、又は、県指定の鳥獣保護区の解除等、現行制度の範囲内において、都道府県の権限で十分な対応が可能と考える。 以上より、狩猟を禁止している鳥獣保護区内において、狩猟を認めることは適当ではなく、受け入れられない。許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業等の適切な運用・実施、又は、県指定の鳥獣保護区の解除等、現行制度の範囲内において、都道府県の権限で十分な対応が可能と考える。
51	A 権限移譲	環境・衛生	フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事から政令指定都市及び中核市の長への移譲	フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）について、環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。	岡山県では、フロン排出抑制法の施行前から、環境関係法令、例えば大気汚染防止法と水質汚濁防止法の規制対象施設を設置している事業所について、定期的な立入検査で双方の検査を行うようにしている。 フロン排出抑制法についても、今年度から本格的に立入検査を行う計画としているが、現在立入検査を行っているこれらの事業所には、第一種特定製品がほとんど設置されているものと考えられるため、各々の制度等との一体的かつ効果的な運用が期待される。 しかし、環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、ほとんどが政令指定都市や中核市の長まで移譲されているが、フロン排出抑制法は都道府県知事に留められているため、岡山市・倉敷市の区域内にある事業所に対しては、岡山県がフロン排出抑制法のみに係る立入検査等を別途実施しなければならないという、二重行政的な不合理が生じることはもとより、立入検査等を通じて、現場の状況等に精通し、フロン排出抑制法の対象設備・機器を比較的容易に把握することができるという政令指定都市・中核市の強みやノウハウを生かせないでいる。	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境関係法令の権限が政令指定都市・中核市へ移譲されており、それぞれの法令に基づいて、日常的に立入検査等が行われており、フロン排出抑制法についても権限を移譲し、一体的な検査等を可能とすることにより、県と市による二重行政的な弊害を防ぐことができるとともに、政令指定都市・中核市が立入検査等を通じて蓄積している強みやノウハウを生かし、比較的短時間に、効率的に処理することが可能となる。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第17条、第18条、第91条、第92条	経済産業省、環境省	岡山県		宮城県、福島県、埼玉県、兵庫県、広島県、徳島県、長崎県	○提案団体と同様の支障が生じており、特に、政令市を管轄する地方機関においては、政令市にほとんどの環境関連法の権限が移譲されているため、これらの法律と合わせた実効性のある立入検査等（管理者に係るものに限る）が行えていない。 また、政令市等内で実施される建築物等解体工事現場での廃棄等実施者への指導は、フロン排出抑制法の権限が政令市等に移譲されていないため、政令市等の職員が行うことができず、現状、県から政令市等にフロン排出抑制法の周知を依頼する程度にとどまっている。 ○本県には、政令指定都市が1市、特例市が2市あり、これらの市に対して、ほとんどの環境関係法令の権限が移譲されており、立ち入り検査等が実施されているなかで、フロン排出抑制法については権限が移譲されていない。 3市には立入検査等のノウハウが蓄積されており、フロン排出抑制法の立入検査を効率的に実施することも可能であると思われることから、本提案が実現されることにより、業務の効率化が期待される。 ○本県では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境法令が県内の中核市へ移譲されている。 フロン排出抑制法では、第一種特定製品の管理者への立入検査が規定されているが、中核市の区域内にある事業所に対しては県がフロン排出抑制法のみにかかる立入検査を実施しなければならない状況である。 中核市の区域内にある事業所への立入検査の多くは中核市に権限が移譲されている他の環境法令の立入検査に併せて実施することが可能であり、立入権限を移譲することで管理者に対する効率的な指導が可能となる。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）については、平成25年6月に改正され、平成27年4月に施行されたところであり、本件提案の権限を規定している現行の法律は、国会における審議を経て成立したものである。 機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が登録先となっている充填回収業者に関する情報を併せ持っていることが必要である。他方、充填回収業者の商圏を鑑みれば、充填回収業者の登録事務を政令市・中核市に委譲すると、充填回収業者の登録等における負担が増大する恐れがある。このように、適切に立入検査や係る指導等を行うともに、充填回収業者の負担を増大しない観点から、都道府県に本件提案の権限を規定している。 但し、附則第1条において、法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、本件提案については、その際に、関係省庁、都道府県、市町村及び事業者等の関係者の意見も踏まえ、検討が行われるべきものと考える。

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		回答欄（各府省）
	区分	分野									団体名	支障事例	
77	B 地方に対する規制緩和	その他	国直轄事業を都道府県が行う場合（施行委任事業）の会計法の見直し	国の直轄事業を都道府県が受任する場合、会計法48条第2項の規定により入札・契約事務等について、会計法及びその他の会計に関する法令の規定を準用することとされている。 一方、都道府県では地方自治法や地方自治法施行令及び個別に規定する会計規則等により上記事務を行っている。 今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を受任し実施する予定であるが、入札事務等において、県の規則と国、環境省が定める基準が異なっていて、円滑かつ効率的な事務の執行に支障を来している。 【支障事例】 本県では請負対象額1億円以上の工事について低入札価格調査制度を実施している。 今年度工事予定箇所が2か所あり、内1か所は1億円未満の工事であるが、施行委任で行う場合、低入札価格調査制度の対象となる。(1,000万円以上が対象。) 低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されないおそれがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。(県の低入札価格調査制度でも契約までに1～2か月程度要している。) 事業者側も資料提出や低入札価格で契約した場合には、監督者の増員が必要になるなど、県、事業者とも負担が大きい。 また、県の入札事務で行っている、予定価格の事前公表（事前漏洩による不正防止）や最低制限価格の設定（ダンピングの防止）が適用できないなどの支障も生じる。 【参考】 過去に同事業を受任した19都道府県308件の契約において会計検査院から地方自治法施行令では規定があるが、国の会計法令に規定のない最低制限価格が設定されていたとの指摘を受けている。	施行委任された工事と県工事の事務手続きが統一化されることで、入札・契約事務の効率化及び迅速化が図られ、事務の錯誤がなくなる。また、受注者側にとっても混乱がなくなる。	・会計法第29条の6第1項、第48条第2項 ・予算決算及び会計令79条、85条 ・地方自治法施行令167条の10第2項 ・国立公園等整備事業実施要領 ・国立公園等整備事務取扱要領 ・工事請負契約等に係る予算決算及び会計令85条の基準の取扱いについて（改正　平成27年10月1日環境会発1510014号）	総務省、財務省、環境省	島根県、中国地方知事会		岐阜県	○【支障事例】 本県では、低入札価格調査制度の対象となる建設工事は、契約予定価格が5億円以上のものとなっている。 しかし、国直轄（施行委任）事業では、契約予定価格が1,000万円を超える建設工事は、低入札価格制度を適用することとなっており、低入札価格調査基準価格を下回った場合、資料作成、事情聴取、契約審査会の審査に係る事務手続きが必要となる。 平成25～27年度に、本県が実施した施行委任事業に係る工事入札7件のうち、4件が調査基準価格を下回り、調査及び審査事務に約1ヶ月を要し、事務負担の増加だけでなく、工事着工が遅れるという事態が生じた。 また、県の入札制度に則った場合には最低制限価格を下回り失格となる業者が、落札者となるなど、同一発注機関であるにもかかわらず、取扱いが違うことで入札業者の混乱が生じている。 ○【支障事例】 本県では競争入札のうち、予定価格1億円以上のものについてのみ低入札価格調査制度を適用し、予定価格1億円未満のものについては最低制限価格制度を適用している。しかし、施行委任で行う場合は1,000万円以上のものについて低入札価格制度の適用となる。 施行委任において低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されないおそれがあるときは契約審査委員に意見を求めるなど契約締結までに時間がかかり、工事着工が遅れてしまう。(県の低入札価格調査制度でも契約までに1か月程度を追加で要する。)事業者側にも資料提出が要求されるほか、基準価格を下回る業者と契約する場合は追加の技術者配置が要求されるなど、県・事業者とも負担を生じる。 また県の入札事務において行われている予定価格の事前公表ができないことから、予定価格を探ろうとするような不正な動きの防止ができないことや、最低制限価格の設定ができないことから実効あるダンピングの防止ができないといった支障が生じる恐れがある。	会計法（昭和22年法律第35号）第48条第1項、第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第140条に基づき、本提案における国の直轄事業は、都道府県の知事又は知事の指定する職員（以下、都道府県知事等）が国の会計事務を行うことができるとされ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定された第1号法定受託事務に位置づけられている。 地方自治法等では、会計法令と異なる規定が一部あるとされているが、都道府県知事等におかれては、国の会計事務を法令に則り、適切に行われたい。
168	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園特別地域内における基準の特例を定める権限の都道府県への移譲	自然公園法の第二種特別地域及び第三種特別地域における特例基準の策定権限を都道府県知事に移譲するとともに、同特例基準に基づく許可行為の事務権限を移譲すること	【現状】 自然公園法の特別地域内で、工作物を新築し、改築し、又は増築する場合の許可にあたって、建ぺい率や容積率が厳しく制限されている。 【支障事例】 今年で国立公園編入60周年を迎える瀬戸内海国立公園六甲地域は、関西屈指の避暑地として知られるが、昨今の企業や健康保険組合の業績不振、財政状況の悪化及び保養所利用率の低迷により、乱立する保養所や研修施設等が相次いで閉鎖している。 （平成6年には226件、平成15年には135件の企業保養所等が営業していたが、現在、営業中は70件で為り、10年単位で半減している） また、閉鎖施設81件の管理状況は、外観上、引き続き利用できると思われるものが15件（18.5%）で、残りの66件（81.5%）は、荒廃が進み、利用できない状況にあるが、自然公園法の規制が地域の実情に合っておらず、国立公園内の老朽化している建築物の建替や売却が進んでいない。 国立公園の管理は国が実施することとなっているが、このような状態が続けば、景観の悪化や環境破壊に繋がりかねず、治安の悪化の恐れもある。 なお、当地域では、国立公園としての豊かな自然環境、魅力を維持しつつ、閉鎖や休館が進んでいる保養所等の遊休施設の新たな利活用をはかり、山上の賑わいを取り戻すため、兵庫県と神戸市が合同で、関連事業者、住民、有識者等の参画を得て「六甲山土地利活用プロジェクトチーム」を本年5月に発足したところであり、今後の対策の一環として今回提案するものである。	現地に精通した知事が、県環境審議会等の意見を聴いた上で特例基準を定め運用することにより、地域の実情を踏まえた国立公園の環境保全や利活用が促進される。	自然公園法第20条第3項各号 自然公園法施行規則第11条第36項	環境省	兵庫県、京都府、鳥取県、徳島県				○国立公園は、自然公園法の体系の中にあって、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものである。 ○上記の目的を達する上では、開発推進の役割や権限を持っている地方自治体ではなく、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック＆バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、点上国を含め、国が保護するのが国際標準である。 ○自然公園法施行規則第11条第36項における許可基準の特例制度は、国が一義的に保護管理の責任を負う国立公園においては、環境大臣が、自然的、社会経済的条件から判断して規則第11条各項に規定する許可基準の全部又は一部を適用することが適当でないと認める場合に自らが指定した特別地域その指定の趣旨を勘案しつつ、極めて限定的に、全国的見地から、当該許可基準の特例を設ける地域及び当該特例の内容を定めるべきものである。 ○開発推進の役割や権限を持っている地方自治体に許可基準の特例を定める権限及び許可権限を移譲することは、国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック＆バランスを確保することが実体上出来なくなることなり、国立公園は国が保護するという国際標準から大きく逸脱することとなってしまう。 ○以上より、本提案については受け入れられない。
169	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	国定公園における一定の工作物の建築にかかる環境大臣との協議の廃止	国定公園の特別地域内において、一定の要件（高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートル超）を超える工作物新築、改築又は増築にかかる許可の際に必要な環境大臣との協議の廃止	【現状】 「都道府県知事は、国定公園の特別地域内において、工作物の高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートルを超える新築、改築又は増築について許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境大臣に協議しなければならない」と定められている。 【支障事例】 兵庫県ではシカによる生態系への被害が深刻化し、被害額は約1.6億円（H27年度、全国5位）となっており、防護柵等の設置が急務であることから、スピーディな対応が望まれる。 しかし、許可に当たって環境大臣との協議を要することについて、処理期間（申請受理から回答まで）が2～3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を要しており、国定公園の適正な環境保全や迅速な対応に支障を来している。 さらに、環境大臣との協議は現地確認を伴わない書類審査であることから、県の意見に疑義を示されることがほとんど無い状況であり、形骸化した手続となっている。	環境大臣との協議を廃止することで、国定公園の管理責任を持つ都道府県知事による許認可を迅速に行うことができ、地域の実情を踏まえた国定公園の適正な環境保全のための対策に資する。	自然公園法第20条第5項、第68条第2項 自然公園法施行規則第11条の3	環境省	兵庫県、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県				○提案のあった、国定公園の特別地域内において、一定の要件（高さが50メートル又はその地上部分の容積が30,000立法メートル超）を超える工作物新築、改築又は増築についての協議については、「公園指定の意義を失わせかねない非常に大規模な行為については、当該国定公園を指定し、公園計画を立案した環境大臣に協議をするべき」との趣旨により、平成12年に設けられた規定である。 ○協議対象となる行為は、地方分権の趣旨を踏まえ必要最小限に抑えるべきであるところ、ご提示のあった支障事例にある鳥獣害対策に係る防護柵の設置等のような「公園指定の意義を失わせかねない非常に大規模な行為」とは言えない行為までも、法令の規定上の要件に合致する場合、協議対象となってしまう実態があるため、そのような行為については、規定を精査し、協議を不要とする方向性で法令等の改正作業を進めたい。 ○一方、それ以外の行為については、提案団体が求めている提案の内容がよくわからない状況である。よって、今後、提案の趣旨を内閣府を通じて精査した上で、当該提案への対応の可否を検討してまいりたい。
112	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の「廃棄物」の範囲の明確化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第2条第1項の「放射性物質及びこれによって汚染された物」の範囲を特定することによって、同項の「廃棄物」の範囲を明確化すること。	放射性物質のうち一定の量や濃度を超えるものについては、放射線障害防止法等の関係法令によってその取扱いが規制されているが、関係法令で規制されない低レベルの放射性物質等については、その取扱いが明確でない。 廃掃法において、廃棄物とは「放射性物質及びこれによって汚染された物を除く」とされており、環境省の見解によれば、低レベルの放射性物質であっても除かれるとされている。 一方、原子力規制庁に確認したところ、関係法令で規制されない低レベル放射性物質の取扱いについては管轄外とのことであった。 したがって、ラドン温泉器のような低レベル放射性物質を廃棄しようとしても、関係法令では規制されず、かといって廃棄物として処理することもできないことから、市民からの処理方法に関する問合せに適切な助言ができず、苦情が寄せられている。また、ごみとして排出された場合、市はそれを廃棄物として処理できず保管せざるを得ない。	関係法令で規制される放射性汚染物であっても、原子力規制委員会の確認を受けることで、廃掃法上の放射性汚染物でないものとして取り扱うことができる規定が存在することから、関係法令で規制されないレベルの放射性物質は、そのまま廃棄物として処理しても環境衛生上の支障はないと考えられる。 廃掃法第2条第1項の「放射性物質」を「関係法令によって規制される放射性物質」と特定することで、市はそれに該当しない低レベル放射性物質を廃棄物として処理できるようになるとともに、市民に適切な処理方法を周知することができ、結果として、市民の利便性が向上するとともに、問合せに対する適切な助言や保管に伴う行政コストの解消に資する。	廃掃法第2条第1項 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条の2第3項 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第3項	環境省	松山市	別添資料あり ①提案の詳細 ②関係法令	柏市、北区、鳥取県、鳥取市、八幡浜市	○本市においても、提案団体同様、ラドン温泉器がごみとして排出され、市はそれを廃棄物として処理できず保管せざるを得ない状況にある。（3件事例有り） ○平成25年1月、市内において、放射性投棄物が発見され、処分先・処分方法等について県をとおして国へ問い合わせたところ、投棄物が自然由来の物であり法の対象外又は放射線量が低く法規制の対象外との見解であった。 投棄現場の地権者からは早期撤去を求められているが適正な処分先もなく、他所への移動も出来ないまま現地で保保管をしている。 東日本大震災の放射能問題による住民感情もあり、市有施設等への移設も出来ない状況である。 早期に環境法等の法整備を行い、適正に処分出来るようにするとともに、処分にかかる費用についても補助制度の確立をお願いしたい。 ○当自治体においても同様の事例があり、放射性物質を含む不要物について、廃棄物処理法上の廃棄物として処理できずに保管している状況にある。 保管が長期になれば、自治体の負担も大きくなることから、当該不要物を廃棄物処理法の枠内で処理することができるよう規制の緩和を求める。	○放射性物質及びこれによって汚染された物については、その性質の特殊性から、廃掃法の規制対象から除外され、放射線障害防止法等の関係法令においてその取扱いが規制されているところ。 ○「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成二十三年法律第百十号、以下「法」という。）においては、附則第6条において、「政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について技本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。」とされているところ。 ○当該附則第6条に関しては、法の施行状況について点検を行った「放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会」の「放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ」において、改めて特措法の施行・進捗状況の点検が行われた際には、その点検結果を勘案しつつ、附則第6条に基づく検討についても行うべき、とされているところ。 ○当該取りまとめを踏まえ、改めて特措法の施行・進捗状況の点検が行われた際には、その点検結果を勘案しつつ、放射性物質により汚染された廃棄物等に関する規制の在り方について、関係省庁とともに検討を図ってまいりたい。
132	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	産業廃棄物管理票交付状況等報告書の情報提供の廃止	環境省の依頼通知により行っている「産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供」を廃止すること	【提案の経緯】 産業廃棄物の排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により最終処分まで責任を負っている。 また、排出事業者（産業廃棄物管理票交付者）は、同法第12条の3第7項の規定により、毎年度、管理票に関する報告書を都道府県知事に報告する義務がある。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律上は、都道府県知事から環境大臣への当該報告書の報告・届出義務はないが、環境省の依頼通知に基づき、毎年度、県に提出される報告書（約2,600件）を集計し、環境省に報告している。 【具体的支障事例】 管理票に関する報告書を集計するために、毎年度、臨時職員を雇用（2カ月間）して業務を行っており事務コストを要している。 【制度改正の必要性】 県として、管理票に関する報告書を集計することに実益はないことから、本報告については廃止してもらいたい。	県の事務の軽減及び経費の削減が図られる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供について （H20.6.27環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課依頼通知）	環境省	山梨県		静岡県、徳島県	○管理票に関する国への報告書は毎年度、委託により集計業務を行っているが、本県の施策等へ反映が図られていないため、廃止により事務・経費の削減に有効である。	今年度中にとりまとめを予定している循環利用量調査改善検討会において、産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に基づく統計データの更なる活用の可能性を含め検討を予定している。当該検討会の結果を踏まえ、産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果等の取扱いについて検討する。
249	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	動物取扱責任者研修の見直し（研修回数等の義務付けの廃止等）	自治体が実施している動物取扱責任者研修について、次のような見直しを求める。 ①地方分権の観点から、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講義内容を設定可能とする。 ②省令で一律に義務付けられている基本的な項目等については、国が一括して教材を作成・配布することなどにより自治体の負担を軽減させる。	動物取扱責任者は、法に基づき都道府県・政令市が実施する研修を年一回以上受講しなければならず、都道府県・政令市は、当該者の受講を促すため、年に複数回研修を開催している。 広域連合構成団体の中では、動物取扱業の割合は保管業が47%、販売業38%、貸出2%、訓練9%、展示4%と大きく偏りがあり、業種により必要とする知識が異なる。また、取扱う動物種も最多は犬猫等の哺乳類であるが、それとは全く生態を異にしている鳥類、爬虫類を扱う業者も少なくなく、動物種間で必要とされる知識も異なる。 その一方で、年一回の受講や研修時間、基本的な項目等が省令で一律に義務付けられているため、事業者は事業種や動物種に関わらず毎年同じような内容を受講することになってしまい、研修のマンネリ化を招くと共に全ての業者に対して有効な内容の研修を提供することの妨げとなっている。 さらに、法令に関する基礎知識や制度改正の趣旨等、全国共通的に周知すべき内容について、教材を環境省が一括して作成・配布するなどの支援が全くなく、各自治体がそれぞれ研修教材を作成しているのが現状であり、講師の手配などと合わせて研修実施に多大な事務的負担となっている。 なお、動物取扱責任者研修のあり方については、中央環境審議会や「規制の簡素合理化に関する調査」の動告で議論・検討されている。 「規制のあり方からの議論が中心となっており、自治体の実施のあり方に関する議論については、「動物愛護管理のあり方検討小委員会」（平成22年8月～平成23年12月）で議論され、委員からは自治体の負担が大きいのではないかとの指摘もあったが、その後は見直し等が行われていない。	全国で共通的に周知すべき内容に関する自治体の事務負担が軽減されると共に、各自治体の判断で研修の実施回数や講義内容を設定できるようにすることにより、全業種・全動物種に対して、画一的な研修会参加義務を課すのではなく、問題の多い業種・問題の多い動物種を取扱う業者は研修開催の頻度を高くし、特段問題のない業種等は頻度を低くするなど、地域の実情に合わせた 効果的で効率的な研修の実施が可能となる。	動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項 同法施行規則第10条	環境省	関西広域連合、（共同提案）京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大阪市		北海道、福島県、いわき市、千葉県、新潟県、長野県、岡山県、広島県、広島市、徳島県、愛媛県、高知県、北九州市	○本県においても法令上の規定どおり、年1回以上、動物取扱責任者に対する研修を実施しているが、小規模とはいえ数百人を超える対象者全てを受講させるためには、個別指導も含め複数回の開催が必要であり、研修会の開催事務に加え、研修資料の作成など各担当職員に係る負担は大きい。 また、施行規則で定められている研修項目中の関係法令については、改正があった際の伝達で十分とも考えられ、さらには、立入検査や通知での情報提供でも可能であると思われるが、現行制度上、通知等の情報提供のほかに、毎年同時期の研修でも変わらない内容を提供している。 動物取扱業者にとっても、当該研修会で、自治体に対し常に新しい情報の提供を期待するところが大きいと思われるが、現行制度では自由度が少なく、自治体または事業者双方に有益な研修の実施が困難であるのが実情である。 このため、法令で研修の回数や項目を規定するのではなく、地域の実情に合わせた開催が可能となるよう見直しが必要である。 ○本県においても動物取扱業の割合は、保管業が50%、販売業が38%、貸出1%、訓練6%、展示5%と偏りがあり、また、哺乳類以外の鳥類、爬虫類を扱う業者も少なくなく、業種間、取り扱う動物種間で必要とする知識は異なっている。 そのゆで、参加する事業者からは毎年、必要としている知識と講義内容が乖離しているとの申し出が寄せられており、年一回の受講や研修時間、基本的な項目等が省令で一律に義務付けられていることが、研修のマンネリ化を招くとともに有効な内容の研修を提供することの妨げとなっている。 また、独自の研修教材作成や講師の手配についても事務的負担となっている。 ○現行の制度では、業種（業態）や取扱動物種に係わらず、同一内容の研修受講を年1回、義務づけている。本県では、約250名以上もの受講対象者がおり、常下4会場で日程を変え実施している。また、実受講者に対しても個別講義の実施など担当職員の事務負担も大きい。 講習内容についても、各業態や取り扱う動物種が近年、多様化しており、受講者の求める研修内容についての要望も様々である。また、動物園、動物病院などには、獣医師など専門分野の高等教育を受けた有資格者もいることから、受講そのものの必要性を問う意見もある。 このことより、業種別や保有する資格により、受講する研修内容や頻度を全国で統一した内容に整理し、効率的な研修を実施できるよう制度の改正が必要であると考える。	○平成17年の動物愛護管理法の改正（議員立法）において、動物取扱業（平成24年の法改正により「第一種動物取扱業」）の業務の適正な実施を確保するため、事業所ごとに動物取扱責任者を選任し都道府県等が行う研修を受けさせることが規定され、その規定を踏まえ、動物の愛護及び管理の関する法律施行規則（平成18年環境省令第10号。以下「施行規則」という。）において、1年に1回以上受けさせることが等を定めている。 ○平成18年以降、国民生活センターへのペット動物相談件数はやや減少傾向にあるものの依然として毎年1,000件以上相談があり、ペットに関する事件・トラブル等はいまだ多く、今後も本研修や立入検査等を通じ、動物取扱業の業務の適正な実施を確保していくことが必要である。 ○研修内容については、現行制度においても、施行規則第10条3項第3号二で、「イからハまでに掲げるものの他、動物取扱業の業務の実施に関することとしており、一律に義務づけている項目はあるものの時間配分等を工夫すれば、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ動物取扱業の業種や取り扱う動物の違いに応じて、講義内容をアレンジすることは可能となっており、平成26年度も「イギリスにおける、動物関係の実情について」、「人獣共通感染症について」、「ペットに関する消費者相談事例」等、各自治体で講義内容を税恵土夫して実施していただいているところである。 なお、平成26年度の各自治体の研修内容については、とりまとめて各自治体に情報提供しており、今後も継続して実施する予定である。 ○また、研修資料については、動物愛護法に関するパンフレットを提供するなどしているが、今後も自治体からの要望を踏まえ、必要に応じ情報提供や助言を行ってまいりたい。

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		回答欄（各府省）
	区分	分野									団体名	支障事例	
134	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。（本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している）	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現（地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等）が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会		北海道、長崎県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。（H27計画策定時にも、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。） ○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考える。 ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。（H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。）	○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行ってお り時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出まで に4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意まで に3か月を要した旨、御回答を頂いた。 ○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 ○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 ○貴県からは、「主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。 ○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。
302	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前協議を含む）及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。（本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している）	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現（地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等）が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前協議を含む）及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。（H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。） ○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。（H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。）	○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行ってお り時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出まで に4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意まで に3か月を要した旨、御回答を頂いた。 ○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 ○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 ○貴県からは、「主務大臣への協議（事前確認を含む）及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。 ○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。
135	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している）	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現（地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等）が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会		北海道、長崎県	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時にも、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。） ○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考える。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。）	○離島振興法（昭和28年法律第72号）（以下「法」という。）第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。 ○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について（依頼）」において都道府県に任意で依頼しているものである。 ○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていないことから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。 ○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ずに無くば法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。 ○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。
303	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している）	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現（地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等）が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。） ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。）	○離島振興法（昭和28年法律第72号）（以下「法」という。）第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。 ○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について（依頼）」において都道府県に任意で依頼しているものである。 ○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていないことから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。 ○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ずに無くば法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。 ○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。